

論文の内容の要旨

論文題目 日本占領期におけるアメリカ学校図書館の導入
— 日米の学校教育実践における学校図書館の位置づけ —

氏名 今井 福司

日本の学校図書館は「学校図書館を必要とした日本の学校文化の諸要素」や「日本の学校図書館の理論の説得不足」といった構造的な問題を抱えている。本論文ではこうした問題について、単に現在の問題として捉えるのではなく、過去に行われた政策や実践の歴史的評価を通して検討するために、現在の学校図書館の原点とされる占領期の学校図書館改革について、参照されたアメリカの学校教育と学校図書館の状況を確認しつつ、占領期日本における学校図書館と学校教育の実践および制度の関わりを検討した。本論文の具体的な内容ならびに構成は以下の通りである。

最初に、第1章では先行研究の検討並びに論述範囲の確認を行った。

次に、第2章ではアメリカの20世紀前半の学校図書館の制度および理論について確認した。その結果、アメリカでは19世紀末期から学校図書館が設置されていたが、図書館の状態は決して良好ではなく、アメリカ南部では部屋も資料も十分でない状況だった。1920年代にはこうした状況を打破しようとして、National Education Association と North Central Association of Colleges and Secondary Schools によって学校図書館の基準が提唱された。アメリカ南部においても同様に、南部中等教育および大学に関する基準協会による基準提唱が行われた。1930年の時点ではこの基準を満たす学校図書館は少なかったが、1930年代以降の南部では財団による援助によって、学校図書館への予算提供や学校図書館担当の指導主事が置かれ、図書館員の配置

を中心に状況はやや改善されつつあった。このように、制度上は教育方法を支える基盤として多様な資料を備えた学校図書館が想定されていたことが明らかになった。

続いて、第3章では20世紀前半のアメリカ学校教育における学校図書館の実践について検討を行った。20世紀前半のアメリカでは、ジョン・デューイの実験学校以降新教育運動が起こった。特に進歩主義教育の流れの中では、多数の学校教育改革の実践が取り組まれた。これらの実践の中でどのように学校図書館が位置づけられてきたかは、従来の研究では十分に検討されてこなかったが、これら実践の報告書を検討した結果、コリングスによるプロジェクト・メソッド、シティ・アンド・カントリー・スクール、リンカーンスクールといった実践では、学校図書館を設置していたことが分かった。そして、1930年代以降の日本にも影響を与えたといわれる、カリフォルニア州やヴァージニア州の学校教育改革であるカリフォルニア・プログラムやヴァージニア・プログラムでは、それぞれの指導書や報告書で、学校図書館の位置づけが一定の分量を割いて記述されていた。

以上、第2章と第3章の検討からアメリカの学校図書館は制度上、その重要性が強調されていたこと、学校教育改革の実践段階においても、学校図書館が基盤の一つとして位置づけられていたことが明らかになった。

第4章では、アメリカの学校教育ならびに学校図書館がどのように日本に紹介され、適用されていったのかを検討した。まず、太平洋戦争終結後の占領政策について、占領軍総司令部のCIEと文部省が行った教育改革を検討した。両者が発行した文章からは、多様な資料を用いた学習が求められ、学校図書館の必要性がうたわれていたことを確認できた。また、占領期の学校図書館政策は1947年からCIEと文部省により開始されているが、この時、米国から学校図書館コンサルタントが来日し、コンサルタントの指導の下で、学校図書館設置及び運営に関する手引き書である『学校図書館の手引』の編纂が行われた。『学校図書館の手引』の執筆においては、米国の学校図書館の資料が多く参考にされたが、日本独自の章も設けられ、米国の制度をそのまま紹介して資料ではなく日本側の事情や蓄積を反映しながら進められていった。1948年12月には『学校図書館の手引』が発行され、全国で伝達講習会が行われた。講習会を契機として、全国の教育委員会に配置されている学校図書館担当の指導主事の団体が結成され、機関誌『学校図書館時報』が発行を開始した。1930年代のアメリカ南部で見られたような指導主事による学校図書館支援が日本でも行われようとしていたが、専任の学校図書館担当指導主事はわずか2地域に限られたことから、効果の範囲は限定的だったと思われる。

これらの状況を踏まえた上で、当時発行された資料や学習指導要領を検討し、アメリカの学校教育と学校図書館が、どのような日本に伝わったかについて検討した。まず学校教育について、ヴァージニア・プログラムならびにカリフォルニア・プログラムの原典と、それをモデルにしたと言われる1947年版学習指導要領、それから同プログラムを翻訳した倉澤剛の『近代カ

リキュラム』を比較した。その結果、学習指導要領社会科編Ⅰでは、アメリカの原典を参照していたものの、完全な翻訳では無く、日本独自の変更が行われていた。また、学校図書館については精緻な記述は行われてはいなかった。次に、『近代カリキュラム』では、ヴァージニア・プログラムについて、1943年版の翻訳、解説を中心に多くのスペースが割かれていた。しかし、学校図書館については、多くの記述が省略され、カリフォルニア・プログラムについても、学校図書館がどのような施設であり、どのような機能を持たせるべきか明示されていなかった。さらに、『学校図書館の手引』についてもアメリカの文献をどの程度参考にしたかを確認した。こちらも、アメリカの学校図書館に関する専門書を単に翻訳して紹介したわけではなく、独自の解釈や取捨選択が行われて伝えられていたことが明らかになった。

第5章では、1958年までの学校教育実践における学校図書館の位置づけをそれぞれの学校図書館の実践、学校教育実践から見ることで、制度面での紹介とどのように異なっているかを検討した。まず、学校図書館の実践として、『学校図書館の手引』発行後に出版された学校図書館実践の事例を2例検討した。検討の結果、どちらも『学校図書館の手引』に示されていたような、児童中心主義、経験教育といった新教育に対応したカリキュラムを策定していた。ただし、図書館で働く学校図書館専門職については、どちらも教員を専任の担当として充てている段階であった。次に、戦後新教育で取り組まれた、各種の学校教育改革運動の事例についても検討を行った。コア・カリキュラム運動として著名な明石附小プランでは、学校図書館を必要とする多様な資料の利用や、学校図書館の必要について触れた箇所は見られた。またそれ以外の教育運動でも、同様の記述が見られた。しかし、アメリカの事例のように学校図書館の位置づけについて独立した章を設けて記載している事例は希であった。以上、第4章と第5章の検討の結果によって、占領期においてはアメリカの学校教育も、学校図書館についてもそのまま翻訳されて導入されたわけではなく、日本独自の解釈がなされて導入されたことが明らかになった。

そして、第6章では、第2章から第5章までの結果を踏まえて、「日米の学校図書館制度の違い」、「日本独自の解釈が行われた背景」、「占領期の教育実践における学校図書館の位置づけ」の3点について考察を加えた。まず、日米の学校図書館の制度の違いとしては、「学校教育における位置づけ」「学校図書館職員の位置づけ」「学校図書館担当指導主事の存在」が挙げられる。アメリカでは学校教育実践と学校図書館の実践は同時に進行し、学校教育において一体となった位置づけが与えられていたが、日本では両者は別個のものとして展開されていたと思われる。学校図書館職員については、アメリカも日本も学校図書館職員を位置づけようとする模索期だったことは同じであるが、アメリカは School Librarian という教員とは異なる専門職だったのに対して、日本では司書教諭という教員の一部であった。アメリカで学校図書館振興に大きな役割を果たした「学校図書館担当指導主事」については、日本はアメリカ同様の制度を導入したが、予算の裏付けとなる財団がなかったこと、専任で担当する教育委員会が少なかったこと

から、日本では活発な動きとはならなかった。

日本とアメリカの学校図書館制度が異なった原因として、日本独自の解釈が行われたことが考えられる。この背景としては日本の学校教育の事情に合わせた導入が行われたこと、制度と実践を媒介する資料に制約があったことが挙げられる。

「占領期の教育実践における学校図書館の位置づけ」については、アメリカでは1900年から45年間の間に行われたことが日本では占領期のわずかな期間で実現することが求められたこと、戦前における日本の学校図書館実践や理論の蓄積と整合性を取る必要があったことから、学校教育実践において学校図書館を位置づけることは不可能であったことが示唆された。

以上、占領期の学校教育や学校図書館の制度設計の段階や、実践段階では、日本の事情に合わせた導入や資料の制約と行った問題から、日本独自の解釈が行われ、アメリカの学校図書館の状況が学校教育関係者に十分伝達されていなかったことが示唆された。また、学校教育関係者への理解を助ける立場である学校図書館担当の指導主事についても十分に機能していなかったことが明らかになった。こうした背景の中、学校図書館が浸透する前に教育関係者の関心が冷め、学校教育における学校図書館の位置づけは確立しないまま、占領期の改革は終わっていたと考えられる。